

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県地価調査委員会規則

(都 市 政 策 課)

ページ
一

規 則

岐阜県地価調査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県地価調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県地価調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 地価調査に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 基準地の選定に関する事。
- 三 基準地の標準価格の判定に関する事。
- 四 その他地価調査に係る重要事項に関する事。

(組織)

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
 - 二 不動産に関して十分な知識又は経験を有する者
- (委員の任期)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十五年四月一日

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県 岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社